

お知らせ

11月12日から25日までは 女性に対する暴力をなくす運動週間



問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当

▶DV(ドメスティック・バイオ レンス)を知っていますか？

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある相手から振られる暴力のことで、大切な人を傷つける行為です。家庭内の問題や個人的な問題として考えられがちで、表面に出にくい特徴があります。家庭内のことでも暴行などに当たる行為が行われた場合、それは犯罪であり、重大な人権侵害です。

秘密厳守、無料で相談できる場所があります。一人で悩まず相談してください。また、緊急の場合は迷わず110番を！

暴力には5つの種類があります

身体的暴力 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざす

精神的暴力 「誰のおかげで生活できると思っているんだ」「役立たず」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視する、無視する

経済的暴力 必要な生活費を渡さない

性的暴力 望まない性行為の強要、避妊に協力しない

子どもを利用した暴力 子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせる

▶AV出演被害を知っていますか？

AV出演被害防止・救済法が成立し、AV出演契約を取り消したり、販売や配信を停止することができますようになりました。一人で悩まず、すぐにご相談ください。詳しくはこちら▶



AV出演被害に関する相談先

性被害・性暴力被害者のための「ワンストップ支援センター」 #8891



▶デートDVを知っていますか？

デートDVとは、交際相手との間の暴力のことで、力を使って相手を思い通りに支配することです。無視する、バカにする、常に行動をチェックする、他の人と仲良くしていると責める、LINEや通話履歴を見る、メッセージの返事をすぐに返さないと怒るなどもデートDVのひとつです。相手が思い通りにならないと、脅しや暴力で従わせようとするのは愛ではありません。自分や自分の周りの人が被害者にも加害者にもならないよう、正しい知識を身に付けましょう。また、友人や家族が悩んでいたら、相談先があることを伝えてください。詳しくはこちら▶



DV・デートDVに関する相談先

◆DV相談+ (プラス)

☎0120-279-889

時間

電話およびメール相談：24時間

チャット相談：正午～午後10時



チャット相談

◆DVお悩みチャット@埼玉

日時 日・水・金曜日 午後3時～8時30分

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く。



DVお悩みチャット@埼玉

◆埼玉県婦人相談センター

☎048-863-6060または#8008

日時

月曜日～土曜日 午前9時30分～午後8時30分

日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時

※年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

◆埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)

☎048-600-3800

日時 月曜日～土曜日 午前10時～午後8時30分

※祝日、第3木曜日および年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

◆西部福祉事務所(埼玉県福祉事務所)

☎049-283-6780

日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。